

阿賀野市条例第23号

ふるさと阿賀野市応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと阿賀野市応援寄附条例（平成20年阿賀野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふるさと阿賀野市応援基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市を応援しようとする個人又は団体から「ふるさと寄附金」として広く寄附金を募り、当該寄附金を活用して活力に満ちた地域づくりに資する事業を実施するため、ふるさと阿賀野市応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条から第4条までを削る。

第5条の見出しを「（積立額）」に改め、同条中「前条の規定により寄附された寄附金の額及び基金から生じる収入金とする」を「一般会計歳入歳出予算の定めるところによる」に改め、同条を第2条とする。

第6条の見出し中「基金の」を削り、同条を第3条とする。

第7条の見出し中「基金の収益」を「運用益金の」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第8条の見出し中「基金の」を削り、同条中「第2条」を「第1条」に、「事業に充てる」を「基金の設置の目的に該当する」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条の見出し中「運用状況の」を削り、同条を第7条とする。

第11条中「この条例の施行に関し必要な事項は」を「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は」に改め、同条を第8条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前のふるさと阿賀野市応援寄附条例に基づく寄附金については、なお従前の例による。